

○長浜市保育士等奨学金返還支援金交付要綱

平成29年5月15日告示第237号

改正

令和4年1月1日告示第1号

令和6年3月29日告示第171号

長浜市保育士等奨学金返還支援金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、保育士等の人材を確保し就学前教育及び保育の推進を図るため、奨学金の貸与を受け修学した者が卒業後に市内の保育施設等に就労した場合に、その者が当該奨学金の返還に要する費用の一部に対し、予算の範囲内で支援金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）奨学金 独立行政法人日本学生支援機構、一般財団法人あしなが育英会、公益財団法人交通遺児育英会その他市長が認める法人が貸与する奨学金
- （2）保育施設等 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設とする。ただし、保育所にあつては児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の県知事の認可を得たもの、認定こども園にあつては就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の県知事の認可を得たものに限るものとする。
- （3）保育士等 保育士、保育教諭又は幼稚園教諭で常勤（週30時間以上勤務）の者
- （4）支援基準額 奨学金借入月数に2万円を乗じて得た額。ただし、奨学金借入月数は48か月を最大とする。

（支援金の受給要件）

第3条 支援金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学、同法第108条に規定する短期大学、同法第125条に規定する専修学校専門課程等（以下「大学等」という。）を卒業し、当該大学等の在学中に奨学金の貸与を受けた者
- （2）平成30年度以後に前号の奨学金の返還を行う者
- （3）支援金の内示を受けた年度の3月31日時点において、市内の保育施設等に1年間継続して勤務している者
- （4）平成29年度以前に市内の保育施設等への勤務実績がない者で、令和7年4月1日までに市内の保育施設等に勤務することとなったもの
- （5）支援金の交付申請時において、納期限が到来している市税、国民健康保険料（税）、保育所保育料及び幼稚園保育料に未納がない者（交付対象経費等）

第4条 支援金の交付対象となる経費は、支援金の内示を受けた年度において実際に返還した奨学金の額に相当する額とする。

2 支援金の交付申請は1年度に1回、通算3回まで行うことができ、それぞれの上限額は次のとおりとする。

- （1）1回目 支援基準額と奨学金の返還残額を比し低い額の6分の1に相当する額
- （2）2回目 支援基準額からこの要綱に基づく支援金の既交付額を減じた額と奨学金の返還残額を比し低い額の5分の1に相当する額
- （3）3回目 支援基準額からこの要綱に基づく支援金の既交付額を減じた額と返還残額を比し低い額に相当する額

3 前項に規定する奨学金の返還残額は、支援金の内示を受けた年度の4月1日時点の金額とする。

（内示）

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、長浜市保育士等奨学金返還支援金交付申出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、支援金の交付を受けようとする年度の4月30日までに市長に提出するものとする。

- （1）第2条第1号に規定する法人が発行する奨学金の貸与額及び返還残額を証するもの
- （2）申請年度の返還すべき奨学金の額を証するもの
- （3）勤務先及び就職年月日が記載された職務経歴書
- （4）保育士等に係る資格等を有することを証する書類

2 市長は、前項に規定する交付申出書の提出があつたときはその内容を審査し、第3条に規定する支援金の受給要件を備えていると認められるときは申出人に対して支援金の交付について内示を行い、長浜市保育士等奨学金返還支援金交付内示通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 前項の内示を受けた者が内示の額を超えて奨学金の返還をする場合は、あらかじめ変更交付の申出を市長に行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定（提出の期限に関するものを除く。）は、前項の場合について準用するものとする。

（交付申請等）

第6条 前条に規定する内示を受けた者は、支援金の内示を受けた年度の3月31日までに長浜市保育士等奨学金返還支援金交付申請書兼実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- （1）奨学金の返還の事実を証するもの
- （2）第3条第3号の要件を満たすことを証する書類

2 市長は、前項に規定する交付申請書兼実績報告書の提出を受けたときはその内容を審査し、適当と認めたときは支援金の額を決定し、長浜市保育士等奨学金返還支援金交付決定書兼確定通知書（様式第4号）により内示を受けた者に通知するものとする。

3 規則第14条に規定する実績報告は、第1項に規定する交付申請書兼実績報告書の提出をもってなされたものとみなす。

4 規則第15条に規定する額の確定は、第2項に規定する交付決定書兼確定通知書の送付をもってなされたものとみなす。
(交付請求)

第7条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、長浜市保育士等奨学金返還支援金交付請求書(様式第5号)により速やかに支援金を請求するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年5月15日から施行する。

(告示の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和4年1月1日告示第1号)

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日告示第171号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

長浜市保育士等奨学金返還支援金交付申出書

年 月 日

長浜市長 あて

(対象者) 住 所

氏 名

(自署の場合は押印不要)

奨学金の返還に要する費用について補助を受けたいので、長浜市保育士等奨学金返還支援金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申し出ます。

1 実施要件の適合状況

①対象者の氏名等	フリガナ	生年 月日	年 月 日生	
②対象者の住所等	(〒 -)	電話番号 - -		
③現在勤務する施設等の名称	(施設種別：)			
④勤務開始日	年 月 日			
⑤勤務職種	☐ 保育士 ☐ 保育教諭			
⑥勤務形態	常勤職員（1週当たりの勤務時間数： 時間）			
⑦卒業大学等の名称および卒業年月	(年 月卒業)			
⑧奨学金の借入先	☐ 独立行政法人日本学生支援機構 ☐ 一般財団法人あしなが育英会 ☐ 公益財団法人交通遺児育英会 ☐ その他 ()			
⑨奨学金の名称(種類)				
⑩奨学金の借入総額	円			
⑪奨学金の返還期間	(元号) 年 月 日 ～ (元号) 年 月 日			
⑫事業実施年度における奨学金の返還計画	返還月	返還(計画)額	返還月	返還(計画)額
	4月	円	10月	円
	5月	円	11月	円
	6月	円	12月	円
	7月	円	1月	円
	8月	円	2月	円
	9月	円	3月	円
	4月～3月の合計額		円	

2 その他確認事項等

(1) 初めて実施計画書を提出する方(1年目の方)

確認事項	回答欄
①現在勤務する施設等のほか、過去に勤務していた施設等がありますか。	☐ はい →②・③を御回答ください。 ☐ いいえ →④を御回答ください。
②①のうち、直近に勤務していた施設等の種別を教えてください。	☐ 保育所 ☐ 認定こども園 ☐ 地域型保育事業所 ☐ 幼稚園 ☐ 企業主導型保育事業所 ☐ その他の業種 (業種名:)
③②の施設等の所在地を教えてください。	都道府県 市区町村 (※市区町村名まで)
④この事業は県内の施設等に就職するきっかけとなりましたか。	☐ はい →⑤・⑥を御回答ください。 ☐ いいえ →⑥を御回答ください。 ☐ その他 →以下に理由を記してください。 (理由:)
⑤この事業により奨学金の返還支援を受けるため転居が発生しましたか。	☐ はい →転居前の住所を教えてください。 都道府県 市区町村 (※市区町村名まで) ☐ いいえ
⑥④のほか、現在勤務する施設等に就職したきっかけがあれば教えてください。 (自由記述)	

(添付書類)

- ア 1の③の施設等に勤務していることが確認できる書類(勤務開始日が記載された雇用通知書の写し等)
- イ 保育士証の写し(保育教諭にあっては保育士証および幼稚園教諭免許状の写し)
- ウ 1の⑧の団体が発行する奨学金の貸与額および返還残額を証明する書類の写し
- エ 事業実施年度において返還すべき奨学金の金額が記載された書類の写し

(2) 過去に実施計画書を提出したことがある方(2・3年目の方)

確認事項	回答欄
①この事業は県内の施設等に継続して勤務する理由となっていますか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ その他 →以下に理由を記してください。 (理由:)
②対象期間(3年間)の経過後も現在勤務する施設で働き続ける予定ですか。	☐ はい ☐ いいえ ☐ わからない

(添付書類)

- ア 1の⑧の団体が発行する奨学金の貸与額および返還残額を証明する書類の写し
- イ 事業実施年度において返還すべき奨学金の金額が記載された書類の写し

年 月 日

様

長浜市長

年 月 日付けで申出のあった支援金の交付について、受給要件を備えていると認めたので、長浜市保育士等奨学金返還支援金交付要綱第5条の規定に基づき、次のとおり通知します。

交 付 年 度	年度	交 付 内 示 番 号	第 号
交 付 内 示 金 額	円		
算 定 基 準	円		
交 付 の 条 件	1 経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を得ること。 2 内容の変更をする場合は、市長の承認を得ること。 3 中止又は廃止する場合は、市長の承認を得ること。 4 予定期間内に返済しない場合又は返済が困難な場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。 5 その他この支援金の執行に当たっては、長浜市補助金等交付規則を守らなければならない。		

問合せ先

長浜市

電話番号

FAX

年 月 日

長浜市長 あて

(対象者) 住 所

氏 名

(自署の場合は押印不要)

長浜市保育士等奨学金返還支援金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申請し、及び報告します。

1 実施要件の適合状況

①対象者の氏名等	フリガナ	生年 月日	年 月 日生	
②対象者の住所等	(〒 -)	電話番号 - -		
③現在勤務する施設等の名称	(施設種別：)			
④事業実施年度における勤務期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (通算 年目)			
⑤勤務職種	☐ 保育士 ☐ 保育教諭			
⑥勤務形態	常勤職員 (1 週当たりの勤務時間数： 時間)			
⑦卒業大学等の名称および卒業年月	(年 月卒業)			
⑧奨学金の借入先	☐ 独立行政法人日本学生支援機構 ☐ 一般財団法人あしなが育英会 ☐ 公益財団法人交通遺児育英会 ☐ その他 ()			
⑨奨学金の名称(種類)				
⑩奨学金の借入総額	円			
⑪奨学金の返還期間	(元号) 年 月 日 ～ (元号) 年 月 日			
⑫事業実施年度における奨学金の返還実績	返還月	返還額	返還月	返還額
	4 月	円	10 月	円
	5 月	円	11 月	円
	6 月	円	12 月	円
	7 月	円	1 月	円
	8 月	円	2 月	円
	9 月	円	3 月	円
	4 月～3 月の合計額		円	

(添付書類)

ア 1の③の施設等に1年間勤務したことが確認できる書類（事業実施年度における勤務期間が記載された就労証明書の写し等）

イ 事業実施年度に奨学金を返還した事実を確認できる書類

年 月 日

様

長浜市長

年 月 日付けで交付申請書兼実績報告書の提出のあった支援金については、長浜市保育士等奨学金返還支援金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり支援金の額を決定し、及び確定したので通知します。

交付年度	年度	交付決定 年 月 日	年 月 日	交付決定 番 号	第 号
支援金の交付決定額		円			
支援金の経費精算額 (支援対象金額)		円			
支援金の交付確定金額		円			

問合せ先

長浜市
電話番号
FAX

長浜市保育士等奨学金返還支援金交付請求書

年 月 日

長浜市長 あて

住 所
氏 名

(自署の場合は押印不要)

電話番号

長浜市保育士等奨学金返還支援金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求金額

交付年度	年度	交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	第 号
交付請求金額		円			
交付確定金額		円			

2 振込先口座

指定預金口座	金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協 信用組合 労働金庫 本店・所 支店・所 出張所 (該当に○)				
	預金種別	普通 ・ 当座 (該当に○)				
	口座番号					※右詰めで記入
	口座名義人	フリガナ 氏 名				